

第31回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1999年5月25日（火）10：30～11：05

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
（事務局等） 科学技術庁
 原子力局
 原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀
 原子力安全局
 核燃料規制課 添嶋安全審査管理官、宮部
 吉舗専門委員

4. 議題

- （1）核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）
- （2）その他

5. 配布資料

資料1-1核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）

資料1-2核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける加工事業変更許可申請の概要

資料2 第30回原子力委員会臨時会議議事録（案）

6. 審議事項

- （1）核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（答申）

標記の件について、核燃料規制課より資料1-2に基づき説明があった。これに対し、

撤去した機器はどうするのか。

（核燃料規制課）遠心分離器の解体等の研究開発に使用した後、廃棄物として保管されることになる。

DOP-2は、何故廃止するのか。

（核燃料規制課）濃縮については商業段階に入っており民間に技術移転し、核燃料

サイクル開発機構はその分野から撤退することとなったため。

核燃料サイクル開発機構は、最終的に人形峠の事務所をどうするのか。

(核燃料規制課)人形峠における事業は段階的に縮小すると聞いている。

六ヶ所村の濃縮工場でトラブルがあった時のために、モックアップとして役立てられないか。

民間への技術移転は、ノウハウや経験まで伝えてこそ有効であり、それには長い時間を要する。

との委員からの意見及び質疑応答があり、平成11年2月16日付け10安(核規)第892号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については、妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することと決定した。

注) 本件申請に係る変更は以下の通り

1) 加工方法にシリンダ(ANSI企画30B)からシリンダ(改良型30B)へ回収ウラン系濃縮ウランの詰め替え工程を追加し、年間取扱い量を20ton-U以下から40ton-U以下に変更する。

2) 第2運転単位(以下「DOP-2」という。)による濃縮業務の終了に伴い、分離作業能力を100ton-SWU/年に縮小する。DOP-2に係るUF6ガス流通配管を切り離すとともに、DOP-2UF6操作室内の一部の機器及び付属配管を撤去する。

3) 臨界管理を必要とする使用済NaFを貯蔵することを目的として、第1貯蔵庫内の放射性固体廃棄物を貯蔵するエリア(以下「使用済NaF貯蔵エリア」という。)を拡大する。なお、拡大する使用済NaF貯蔵エリアにはバードケージを2基設置し、使用済みNaF収納ドラム缶4本保管する。

(2) 議事録の確認

事務局作成の資料2第30回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。

なお、事務局より、次回臨時会議を5月28日(金)10:30より開催する方向で調整したい旨発言があった。